

鳥取砂丘コナン空港第2期コンセッション優先交渉権者の選定結果の公表について

令和7年11月21日
交通政策課

鳥取砂丘コナン空港の第2期コンセッションについては2者から応募があり、令和7年10月17日に優先交渉権者選定審査会（以下「審査会」）（第5回（最終）：第二次審査）を開催し、その結果を受けて、優先交渉権者を選定しました。このことについて、令和7年11月10日に各応募者に通知し、公表しましたので報告します。

1 優先交渉権者として選定する者

名 称	J P i X・O C（ジェイピクス・オーシー）コンソーシアム
代表企業	(株)日本共創プラットフォーム [県外企業] ※南紀白浜空港運営権者（H31.4～） ※富山空港運営権者（R8.4～（予定））
構 成 員	(株)オリエンタルコンサルタンツ [県外企業]

※今後、優先交渉権者が、本事業の遂行のみを目的とする特別目的会社（所在地：鳥取空港）を設立し、新たな県内企業として実施主体となる予定

2 審査結果

コンソーシアム名	J P i X・O Cコンソーシアム	輝く鳥取の翼コンソーシアム
得点（200点満点）	131.5点	116.5点

※優先交渉権者と基本協定又は実施契約に至らなかった場合の次点交渉権者は、「輝く鳥取の翼コンソーシアム」となりました。

名 称	輝く鳥取の翼コンソーシアム
代表企業	日ノ丸自動車(株) [県内企業]
構 成 員 (県外8社)	ANAホールディングス（株）、ANAファシリティーズ（株）、全日空商事（株） 大成建設（株）、大成コンセッション（株） 芙蓉総合リース（株）、中国電力（株）、NTT西日本（株）
（県内10社）	（株）日ノ丸総本社、日ノ丸産業（株）、大山日ノ丸証券（株）、大和建設（株） （株）鳥取砂丘会館、日本海テレビジョン放送（株）、中央印刷（株）、日本交通（株） （株）山陰合同銀行、（株）鳥取銀行

3 審査会の審査講評

審査会における審査の詳細及び講評について、本日、公表しました。審査会における優先交渉権者の提案に対する評価は次のとおりです。※詳細は、県ホームページに掲載しています。

https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1406933/ttj_shinsakohyo.pdf

（優先交渉権者の提案に対する審査会の評価）

- ・全体事業方針について、二次交通、人口減少や観光需要の偏在等の課題を的確に認識し、空港が単なる交通インフラにとどまらず、地域課題を解決し地域の発展に寄与する空港のイメージが醸成されている点を評価した。
- ・航空ネットワークや空港機能維持に係る提案については、第二種旅行業登録とこれを活かした施策や朝便の搭乗率向上策など羽田便の5便維持の具体策、他空港での実績を踏まえた先進技術の導入による脱属人化・効率化施策を評価した。
- ・にぎわいの創出に係る提案については、第二種旅行業登録の強みを生かした旅行商品造成・誘客、ニーズの独自分析を踏まえた「空の駅」化、観光の視点を取り入れたツインポート構想、多様な移動手段の導入などの提案を評価した。
- ・地域経済に対する提案については、県内事業者・地域人材による自立的な空港運営の実現に向けた技術・ノウハウの継承策が具体的に明記されている点を評価した一方、県内事業者が協力企業として空港運営の中核的役割を担うことの実現性が不透明であった。
- ・事業実施体制については、迅速な意思決定が期待できること、現在の人員・体制を継承し事業継続性を確保すること、他空港で実績のある人事評価制度導入で職員の前向きなキャリア形成を後押しすること、教育研修体制・資格取得の支援を整えることの提案を評価した。

4 地元企業の参入・関わり方への提案（優先交渉権者）

- 空港は地域の重要なインフラであり、県内事業者との連携を空港運営の基盤と位置付ける
- これまで空港運営を支えてきた経験と知見の豊富な地元企業が協力企業として本事業の中核的役割を担い、地域主体で支える持続可能な運営モデルを形成
- ※優先交渉権者の提案内容については、令和7年1月20日、優先交渉権者が概要を公表
https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1408384/ttj_teiangaiyo.pdf

5 鳥取空港ビル（株）従業員の雇用の維持・確保の提案（優先交渉権者）

- 現行と同等の待遇を基本とし、希望者全員を継続雇用
- ※募集要項の規定に従い、鳥取空港ビル（株）は、特別目的会社の完全子会社となる。

6 優先交渉権者への運営権設定の条件

審査会において、選定した優先交渉権者の提案内容に関し意見が付され、本県から優先交渉権者に対し運営権設定の条件を設定しました。

【審査会意見（要旨）】

今後の手続きにおいて、県内事業者が協力企業として中核的役割を担うことの実現性を確認していくことが望ましい。

【運営権設定の条件】

- ・提案書のとおり、県内事業者が協力企業として空港運営の中核的役割を担う体制を構築すること。
- ・このことを明らかにするため、県内事業者との協定書その他これに類する書面を提出すること。

7 優先交渉権者選定に係る客観的評価の結果

優先交渉権者の選定に伴い「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（PFI法）第11条第1項に基づき客観的評価を行った結果は次のとおりです。

○定量的評価

VFM（県の財政負担軽減額）は、特定事業選定時（公募開始時）の客観的評価における4.4億円程度から優先交渉権者の運営交付金削減の提案により1.9億円増額し6.3億円程度となった。

○定性的評価 ※特定事業選定時と同様

PFI事業として実施することによって、空港全体としての一体的・機動的な運営の実現、空港を拠点としたにぎわいの創出、航空サービスの充実、二次交通改善・充実、DX推進、空港脱炭素化の推進といった定性的効果が期待される。

※詳細は、県ホームページに掲載しています。

https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1406932/ttj_senteikekka.pdf

8 第2期事業開始までの今後の予定

時 期	主な内容
令和7年12月 ～令和8年1月	基本協定の締結（県と優先交渉権者） 優先交渉権者による特別目的会社の設立
令和8年2月	運営権設定及び債務負担行為に係る議会への附議
令和8年度	実施契約の締結・公表（4月頃）、業務引継期間（約1年間）
令和9年度	第2期事業開始（4月～）